

水源林造成事業評価技術検討会運営要領

〔 21林整整第1050号
平成22年2月12日〕

最終改正 令和2年4月21日付け2林整整第30号

第1 趣旨

林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付け12林野計第73号）第8の規定に基づき、水源林造成事業に係る事前評価、期中の評価及び完了後の評価を行うに当たって必要な技術的・専門的な知見を聴取するため、水源林造成事業評価技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討会の構成

検討会は、林業経営、育林学等の各分野の学識経験者等から、林野庁長官が委嘱する者により構成する。

第3 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月末日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、後任者を委嘱することができるものとする。この場合、後任者の任期は、前任者の任期の残期間とする。

第4 検討会の座長

検討会を統括するため、検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。

第5 検討会の開催

検討会は、林野庁長官の召集によりこれを開催する。

第6 議事の公開

検討会の議事の公開については検討会において定める。

第7 検討会の庶務

検討会の庶務は、林野庁森林整備部整備課において行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、検討会において定める。